

令和6年度（令和5年分）の所得証明書（課税証明書）を提出してください。

- ・ 原本を提出してください。
- ・ 出願者本人と生計維持者（父母両方）について、その所得の多少にかかわらず提出してください。
- ・ 無収入の方（無職の場合等）も所得0円と記載のある所得証明書（課税証明書）の提出が必要です。
- ・ 住民票を置いている市区町村役場に申請してください。
- ・ 税務署で発行される納税額の証明書、住民税の通知書では受付できません。

※京都市内の方は、「課税証明書」（全項目証明）を提出してください。

ご準備いただく前に全項目チェックしてください。

所得証明書は、所得・収入の種類・内訳と金額、配偶者や扶養者の人数・控除の種類を確認するために必要です。役所・役場には、これら全ての事項が明記されるように申請してください。

所得の有無にかかわらず必ず提出してください。収入が0円の場合や、パート勤務で扶養控除の範囲内であっても、所得証明書は必要です。

無収入の場合、「総所得金額」「合計所得金額」等の項目に0円と記載されたものが必要となります。全ての金額欄が“*****”等で目隠しされているものや空欄のもの（課税・非課税のみの証明となっているもの）は受付できません。役所・役場でその旨を伝えて証明書を取得してください。

税の申告を行っていないために「所得証明書」を取得できない場合は、早急に役所・役場に令和5年分「市（区・町・村）民税・県（都・道・府）民税申告書」の手続きを取り、（控）のコピーを提出してください。

よくある質問

Q1. 出願者本人はアルバイトをしておらず収入がありませんが、所得証明書は必要でしょうか？

A1. 所得の有無にかかわらず必ず提出してください。収入が0円の場合でも、総所得0円と記載されたものが必要となります。課税・非課税のみの証明となっているものは受付できません。

Q2. 父が海外在住のため証明書がとれません。どうすればよいでしょうか？

A2. 勤務先に2023年1月～12月の総収入を証明する書類（円換算で記載、レート明記、日本語訳添付）を作成してもらい、提出してください。なお、勤務先の本社が日本にある場合は、現地給与と内地給与の合計がわかるようにしてください。

Q3. 私（学生本人）が親の扶養に入っておらず、独立生計者です。どうすればよいでしょうか？

A3. 出願前にスチューデントダイバーシティ・アクセシビリティ支援室（担当：酒井）へご相談ください。